



ゆうな医療・介護の相談たより

2021年05月号

発行：沖縄県ゆうな協会 医療・介護の相談窓口
電話：098-832-9528
E-mail：iryokaigo@yuunakyokai.jp

医療・介護の相談たよりでは、ゆうな協会の相談に関する取り組みや、医療・介護・福祉に関する制度・サービス、皆さんから寄せられた相談・質問の中で、共通する内容等をご紹介します。

●今月の相談：

Q：離島に居る「うら傷」のある親戚が、**本島の病院を受診したい**と言っています。どの科を受けたら良いですか？何か持って行く物がありますか？

A：診療科の区別はわかりにくいですね。症状によってどの診療科を受けた方が良いか？の相談は重要です。**病院の医療福祉相談室には、ハンセン病回復者の相談を担当するソーシャルワーカーもいます**ので、受診する前に電話で相談してから向かいましょう。また、200床以上の病院を初めて受診する時に、**かかりつけ医からの紹介状（診療情報提供書）**がない場合には、初診料とは別に選定療養費（県内の病院では¥5000程度が多い）の支払いがあります。紹介状がなくても診察は受けられますが、これまでの治療の内容や個々人の症状の留意点等を、しっかり申し送りして貰い、新たに担当する医師に理解して貰うことが重要です。沖縄県のホームページには専門病院の一覧もありますので参考にしてください。

※ハンセン病後遺症に起因する足底穿孔症（うら傷）の治療実施可能な医療機関

<https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/chiikihoken/documents/risuto.pdf>

●医療・介護の相談窓口は、毎週月曜日（祝祭日を除く）：午後1時から5時まで、ゆうな協会でもソーシャルワーカーが相談をお受けしています。

お電話でも、お越しいただいてもよろしいですので、お気軽にご相談ください。個人の秘密は厳守し、相談は無料です。

訪問相談をご希望の場合は、自宅あるいはご事情に応じて、相談場所は柔軟に対応しますのでお申し出ください。

●電話：098-832-9528 E-mail:iryokaigo@yuunakyokai.jp